

(総則)

第1条 受注者は、発注者が交付する業務委託仕様書等に基づき頭書の業務委託料・履行期限をもって、委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2. 前項の仕様書等に疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者が定める職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第4条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果品によって表現される構造物若しくは成果品を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2. 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(適正な履行期限の設定)

第5条の2 発注者は、履行期限の変更を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(期限の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者で協議して定める。

(危険負担)

第7条 受注者は、業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の責めを負わなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、発注者は延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2. 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年3パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(検査及び引渡)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2. 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。
3. 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
4. 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

- 第 10 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。
2. 発注者は、前項の支払請求があったときは、これを検討し、適当と認めたときは受理し、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 11 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 3. 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第 12 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 12 条の 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第 12 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - 三 正当な理由なく、第 11 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第 12 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第 2 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - 二 この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

八 第 13 条又は第 13 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ この契約に関して、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

リ この契約に関して、公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

ヌ この契約に関して、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。ルにおいて同じ。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ル この契約に関して、受注者について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 12 条の 4 第 12 条の 2 各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 13 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行

がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 13 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 5 条の規定により業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 5 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 13 条の 3 第 13 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期限内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果品に契約不適合があるとき。
 - 三 第 12 条の 2 又は第 12 条の 3 の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 12 条の 2 又は第 12 条の 3 の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
4. 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
5. 第 1 項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 14 条の 2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 13 条又は第 13 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 第 10 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数

に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第 15 条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第 9 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2. 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 3. 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 4. 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 5. 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 6. 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 7. 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 8. 引き渡された成果品の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示等により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

- 第 16 条 受注者は、この契約に関して、第 12 条の 3 第九号チからヌまでのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。次項において同じ。）の 10 分の 3 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 第 12 条の 3 第九号チ又はりに該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。
2. 受注者は、この契約に関して、第 12 条の 3 第九号ヌに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、業務委託料の 100 分の 5 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 12 条の 3 第九号リに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
 - 二 第 12 条の 3 第九号ヌに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に津幡町入札心得第 6 条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
3. 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
4. 前 3 項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、その構成員（共同企業体が既に解散しているときは、その構成員であった者。以下この項において同じ。）に賠償金を請求することができる。この場合において、

構成員は、賠償金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。

5. 前各項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

(秘密の保持等)

第 17 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2. 受注者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 18 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定)

第 19 条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。